

武田薬品工業

有価証券報告書「第4. 提出会社の状況」

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	56,400	7.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	39,406	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	28,483	3.61
公益財団法人武田科学振興財団	大阪市淀川区十三本町2丁目17-85	17,912	2.27
SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	17,596	2.23
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	14,654	1.86
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	8,995	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,312	1.05
メロン バンク エヌエー アズ エー ジェント フォー イッツ クライアン ト メロン オムニバス ユーエス ペ ンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ト銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	7,878	1.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	7,839	0.99
計	—	207,475	26.27

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 169,900 (相互保有株式) 普通株式 275,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 788,510,400	7,885,104	—
単元未満株式	普通株式 710,795	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	789,666,095	—	—
総株主の議決権	—	7,885,104	—

$788,510,400$ [完全議決権株式(その他)] = $789,666,095$ [発行済み株式総数] - $710,795$ [単元未満株式] - $169,900$ [自己保有株式] - $275,000$ [相互保有株式]

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 武田薬品工業株式会社	大阪府中央区道修町 4丁目1-1	169,900	—	169,900	0.02
(相互保有株式) 天藤製薬株式会社	京都府福知山市笹尾町995	275,000	—	275,000	0.03
計	—	444,900	—	444,900	0.06

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

① 平成20年6月26日定時株主総会決議に基づくストック・オプション

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対し、行使時の払込金額を1株あたり1円とする新株予約権を用いたストック・オプションを付与することが、平成20年6月26日開催の当社第132回定時株主総会において決議されております。

(平成20年6月26日取締役会決議)

平成20年6月26日定時株主総会で決議されたストック・オプション制度に基づき、平成20年6月26日開催の取締役会にて、2008年度発行分にかかる具体的な募集事項等が決議されております。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	各事業年度において、取締役に対し、報酬等として、その上限を年額3億5,000万円とした新株予約権を割り当てます。この上限額を割当日における新株予約権1個当たりの公正価額で除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)をもって、年間の新株予約権割当上限個数といたします。新株予約権1個当たり当社普通株式100株といたします。なお、当社が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができます。
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日後3年を経過した日から新株予約権の割当日後10年を経過する日までといたします。ただし、新株予約権の割当日後3年を経過する前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものといたします。
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要します。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。 2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

